



平成19年10月12日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 和田 勇
(コード番号 1928 東証・大証・名証 市場第一部)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号
問合せ先
責任者役職名 執行役員 コーポレート・コミュニケーション部長
氏 名 山口 英大
TEL (06) 6440-3111

株主優待制度追加に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、現在の株主優待制度に加え、決算期末現在において単元株式数以上の当社株式を保有する株主に対し「魚沼産コシヒカリ」を贈呈する株主優待制度を導入することについて、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 目的

現在の株主優待制度（株主優待ポイント制度）は、当社株式の保有株数、保有期間に応じて付与される株主優待ポイントを、当社グループとの取引において割引サービスとしてご利用いただける制度です。

今回、現在の制度に加えて、新たに、単元株式数以上の当社株式を決算期末現在保有する株主を対象として「魚沼産コシヒカリ」を贈呈する制度（株主優待贈呈制度）を追加することにより、当社株式の魅力をさらに向上させ、長期保有の促進を目指しております。

2. 対象者

毎年1月31日（当社決算期末）の株主名簿等に記載又は記録された単元株式数以上の当社株式を保有する株主とします。

3. 優待の内容

毎年10月下旬から11月初旬にかけて、上記の株主に対し、1名当たり5kgの「魚沼産コシヒカリ」（新米）を贈呈いたします。

＊尚、収穫状況等により、贈呈時期の変更あるいは魚沼産以外のコシヒカリ（新米）等への変更をさせていただく場合がございます。

4. 実施日

平成20年1月31日の株主名簿等に記載又は記録された株主から対象として実施します。

(ご参考) 現在の株主優待制度(株主優待ポイント制度)について

当社株式の保有期間に応じて付与される優待ポイントを貯めていただき、その累積ポイントに応じて、当社グループとの取引にそのポイントをご利用頂けるというものです。

1. 対象者

毎年1月31日(当社期末)及び毎年7月31日(中間期末)最終の株主名簿等に記載又は記録された株主とします。

2. ポイント付与日

毎年1月31日最終の株主名簿等に記載又は記録された株主を対象としたポイントの付与日は、同年4月30日とし、また、毎年7月31日最終の株主名簿等に記載又は記録された株主を対象としたポイントの付与日は、同年9月30日とします。

3. ポイントの付与条件

①ポイント付与の内容

100株以上所有の株主について、半期毎に100株につき1ポイント付与します。但し、10,000株以上所有の場合は、半期で100ポイント付与することを上限とします。

②ポイントの有効期限

ポイントは付与日から効力を生じるものとし、ポイントの有効期間は付与日の5年後の応当日の前日までとします。

4. ポイントの利用方法

ポイント利用取引の契約時までには株主から利用申込を頂き、通常価格から値引きされた金額により契約が成立した場合は、株主様のポイントを当該ポイント利用数だけ減じます。なお、ポイントがある限り、何度でも利用頂けます。

5. ポイントの利用対象となる取引

ポイントは当社並びに規約に定める積水ハウスグループ企業との建築工事請負契約その他の取引に利用できます。但し、利用できる取引内容や値引き上限等の制約があります。

[建築工事請負契約におけるポイント利用条件]

取引内容	値引き上限率	1ポイントの換算率
当社工場出荷材による戸建住宅及び共同住宅新築工事 但し、建物と一体で契約する外構、解体工事等を含みます。	通常見積価格(消費税を除く)の5%	20,000円
RC造等の上記以外の建物新築工事 請負代金50万円以上のリフォーム工事(外構、解体工事等を含みます。) ※リフォーム工事は、積水ハウスグループ会社が施工又は販売した建物に限り、受注いたします。	通常見積価格(消費税を除く)の3%	

[不動産売買契約におけるポイント利用条件]

取引内容	値引き上限率	1ポイントの換算率
分譲マンション・建売住宅の不動産売買契約	建物部分の販売価格(消費税を除く)の3%	20,000円

※土地売買契約においては、ポイントの利用はできません。

[不動産の媒介契約におけるポイント利用条件]

取引内容	値引き上限率	1ポイントの換算率
不動産売買又は交換の媒介契約(代理契約を含む。)手数料	媒介手数料(消費税を除く)の30%	5,000円

※不動産の賃貸の媒介契約又は代理契約の場合は、ポイントの利用はできません。

[建物賃貸借契約におけるポイント利用条件]

取引内容	値引き上限率	1ポイントの換算率
建物賃貸借契約の初回賃料	家賃の当初1ヶ月分を限度とする。	2,000円

※対象会社との直接の建物賃貸借契約であることがポイント利用の条件となります。

6. ポイント利用上の制限等

- ・他の割引制度との併用はできません。また、ポイントを保有されている方が、上記対象取引契約の当事者である場合にのみ利用可能となります。
- ・ポイントを相続、譲渡、貸与、担保提供すること等はできません。

以上